

# 青森県報

第二千五百三十六号

平成十七年  
十月三日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施…………… (防災消防課) …… 一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高齢福祉課) …… 二
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定…………… (同) …… 二

### 公 告

- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活政策課) …… 三
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) …… 三
- 土地区画整理組合の理事の退任…………… (都市計画課) …… 三
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (経理課) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 四

### 教育委員会

公印の作成及び廃止…………… (職員福利課) …… 四

### 公安委員会

青森県少年指導委員の委嘱…………… (少年課) …… 五

告

示

青森県告示第七百六十七号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の十に規定する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の十七第三項の規定に基づき工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目（平成十六年消防庁告示第二十五号）第四の一の規定により公示する。

平成十七年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 講習区分並びに日時及び場所

1 消火設備講習（第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士）

日	時	場 所
平成十七年十一月八日	午前九時から午後五時まで	青森市橋本一丁目二の二五 青森県教育会館
平成十七年十一月十五日	午前九時から午後五時まで	八戸市東白山台二丁目一の一 ウエルサンピア八戸

2 警報設備講習（第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士）

日	時	場 所
平成十七年十一月九日	午前九時から午後五時まで	青森市橋本一丁目二の二五 青森県教育会館
平成十七年十一月十六日	午前九時から午後五時まで	八戸市東白山台二丁目一の一 ウエルサンピア八戸

3 避難設備・消火器講習（第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士）

日	時	場 所
---	---	-----

平成十七年十一月十日 午前九時から午後五時まで	青森市橋本一丁目二の二五 青森県教育会館
平成十七年十一月十七日 午前九時から午後五時まで	八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸

二 受講対象者

- 1 消防設備士免状の交付を受けた日から二年を経過していない者
- 2 前回の講習を受けた日から五年を経過していない者
- 3 1及び2以外の者であつて講習を受講していないもの

三 受講申請書の受付期間

講 習 場 所	受 付 期 間
青森市橋本一丁目二の二五 青森県教育会館	平成十七年十月十一日から 同月二十八日まで
八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸	平成十七年十月十七日から 同年十一月二日まで

郵送の場合は、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。

四 受講申請書の提出先

青森市中央三丁目二〇の一 青森県警察本部交通管制センター二階  
 社団法人青森県消防設備保守協会

五 受講手数料

受講手数料は、講習種別ごとに七千円に相当する額の青森県収入証紙を受講申請書欄にちよう付（消印しないこと。）して納入すること。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、社団法人青森県消防設備保守協会（電話〇一七 七三二 一五〇〇）へ問い合わせること。

青森県告示第七百六十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年十月三日

氏名又は 名称又は 智会	主たる事務所 所在地又は住所	居宅サ ビス種 類	居宅サ ビス事 業所		指 月 日 定
			名 称	所 在 地	
株式会社青 森老人福祉 プラザ	青森市大字荒川 字筒井三〇六の 一	認知症対 応型共同 生活介護	グルーブホ ーム三内丸 山	青森市大字三 内丸字沢部三〇五の 四	平 成 一 七 ・ 九 ・ 二 〇
有限会社仁 智会	青森市大字荒川 字筒井三〇六の 一	通所介護	デイサービ スセンター 小牧野	青森市大字荒川 字筒井三〇六の 一	平 成 一 七 ・ 九 ・ 一 六

青森県告示第七百六十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十七年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		指 月 日 定
名 称	主たる事務所 所在地	名 称	所 在 地	
有限会社アット ホーム	青森市筒井四丁 目八の一七	あおぞら在宅介 護相談センター	青森市筒井一丁目 一の二三	平 成 一 七 ・ 九 ・ 一 三
有限会社マルシ アン	青森市第二間屋 一丁目四の三	居宅介護支援事 業所マミーの手	青森市東大野一丁 目一三の三ヴィー ター一〇一號	"

公 告

青森県知事 三 村 申 吾

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年九月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人M&Iコンサルティング

三 代表者の氏名

町田 佑介

四 主たる事務所の所在地

南津軽郡平賀町大字松崎字西田四〇の一

五 定款に記載された目的

この法人は青森県の観光に興味のある人々に対して、インターネットや各種広告媒体を通じ、青森県の観光を中心とする情報の収集、提供に関する事業等を行うことにより、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大田光土地改良区の定款の変更を平成十七年九月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

土地区画整理組合の理事の退任

弘前市安原第二土地区画整理組合から、次の理事が退任した旨の届出があつたので、公告する。

平成十七年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所
木村 時市	弘前市大字福村字堀合五八の二

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

除雪ドーザ（十三トン級、車輪式） 二台

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局経理課

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十七年八月十二日

六 契約の相手方の名称及び住所

北日本TCMイワフジ株式会社

七 契約金額

秋田県秋田市寺内字神屋敷二九五の六一

二千八百六十四万四千円

八 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十七年六月二十九日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

1 ローター除雪車（二・二メートル級） 三台

2 除雪グレーダ（四・〇メートル級） 四台

二 調達方法

交換

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局経理課

青森市長島一丁目の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十七年八月十二日

六 契約の相手方の名称及び住所

1 株式会社 青工

青森市新田三丁目一の一の八

2 東北建設機械販売株式会社

宮城県仙台市宮城野区南目館二〇の一五

七 契約金額

1 八千六十四万円

2 八千九百九十八万五千円

八 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出し、かつ、交換差金に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十七年六月二十九日

教育委員会

青森県教育委員会告示第十四号

平成十七年九月三十日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成十七年十月一日同表の下欄に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。

平成十七年十月三日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

公印の名称及び印影	公印の名称及び印影
青森県立言 学校長印 	青森県立言 学校長印 

公安委員会

青森県公安委員会告示第八十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第三十八条第一項及び少年指導委員規則（昭和六十年国家公安委員会規則第二号）第二条第一項の規定により平成十七年十月一日少年指導委員を委嘱したので、同規則第二条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年十月三日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

氏名	住所	活動区域
木村 督彦	弘前市大字福村字福富三六番地一	弘前市のうち、弘前駅前周辺（駅前町、表町、駅前二丁目、駅前三丁目、駅前四丁目、大町一丁目、大町二丁目、大町三丁目、南大町一丁目、南大町二丁目、楮町及び代官町）、鍛冶町周辺（親方町、鍛冶町、新鍛冶町、南川端町、北川端町、桶屋町、銅屋町及び本町）、土手町周辺（土手町一五番地から一七九番地まで及び一番町）、百石町周辺（百石町、百石町小路、元寺町小路及び東長町）及び城東周辺（城東北三丁目、城東北四丁目、高崎二丁目、末広一丁目、末広二丁目、高田二丁目及び高田五丁目）の区域

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭